#### 令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省2一個)

政策分野名 [施策名]	森林の有する多面的機能の発揮	担当部局名	林野庁 【林野庁計画課/森林利用課/整備課/治山課/研究指導課/経 営課/経営企画課/業務課/企画課】
政策の概要 【 <sup>施策の概要</sup> 】	全ての森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて、国民生活に維持・向上に寄与しており、各々の森林について、期待される機能が十分に発揮されるよう整備し、保全しなければならない。 従って、森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に推進する。	政策評価体系上の 位置付け	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的か つ健全な発展
政策に関係する内閣の重要政策	・森林・林業基本計画(平成28年5月24日閣議決定) 第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給 2 森林の有する多面的機能の発揮に関する目標 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 1 森林の有する多面的機能の発揮に関する施策 ・森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定) 第2 事業の目標及び事業量 ・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定) 第2 食料自給率の目標 1 食料自給率 ・国土強靭化基本計画(平成30年12月14日閣議決定) 第3章 国土強靭化の推進方針 2 施策分野ごとの国土強靱化の推進方針 (9) 農林水産分野	政策評価 実施時期	令和2年8月

	施策(1)			た森林経		本材にも	いて本	林の名面	的操作		2伊1 ていくち)	めには、面的なまとまりをもった森林経営の確立が極めて重要である。このた
-	施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	め、施業の	の集約化や		約化等によ	り森林経	営計画※					、多様で健全な森林整備のため、自然条件等を踏まえつつ、育成複層林への
	目標① 【達成すべき目標】	施業集約	化 <sup>※2</sup> 等の打	推進								
	測定指標	基準値		目標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	がに旧が	<b>坐</b> 干爬	基準 年度		目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	計算分類	从是16条000000000000000000000000000000000000
		71%	平成27	100%	令和10	-	-	-	76%	78%		【測定指標の選定理由】 森林の多面的機能を発揮させていくためには、面的なまとまりを持った森林 経営の確立に向けて森林経営管理制度等を活用し、森林の経営管理の集 積・集約化を推進する必要がある。このため、特に、集積・集約化が求められ る私有人工林において令和10年度までにその半数(約310万ha)ではませた。
	私有人工林面積に ア おける集積・集約化 の目標面積に対する 割合	7 1%	年度	100%	年度	_	-	-	78%	把握中		約化することとし、それに対する現に集積・集約化された私有人工林面積の割合を測定指標として、関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度一定量で向上させ、令和10年度に目標達成(100%)(私有人工林の半数(約310万ha)を集積・集約化)となるよう設定した。
		把握0	の方法	都道府県	等からの実	<b>ミ績報告</b> は	こより把握	0				
		達成度 判定	合いの 方法								目標値-基準 %未満、Cランク	

目標② 【達成すべき目標】	多様で健	全な森林〜	への誘導								
測定指標	基準値		目標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
WICH IN	<u> </u>	基準 年度		目標 年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	計算分類	MACHINE ZELLIZO LIMILANI LIMITANI AMERIKA
	1 00/	平成30	0.0%	令和5	_	-	_	2.1%	2.3%		【測定指標の選定理由】 多様で健全な森林を整備していくためには、立地条件等に応じた多様な整備を推進する必要がある。このため、公益的機能の一層の発揮のため育成 複層林へ誘導した森林の割合を指標として関連施策を推進する。
育成単層林のうち、 ア 育成複層林へ誘導し た森林の割合	1.9%	年度	2.9%	年度	_	-	_	2.1%	把握中	5   一差	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、育成複層林に誘導することとされている350 万haの育成単層林のうち、育成複層林へ誘導した割合を各年度一定割合 (0.2%/年)向上させ、令和5年度までに2.9%に増加させることとした。
	把握여	の方法	事業実施	都道府県等	等の実績	報告により	)、当該年	度におい	いて実施さ	れた誘導伐面	面積等を集計し、実績値を把握。
										目標値-基準値 %未満、Cランク	

	施策(2)		再造林等	適切な更新	所の確保								
	施策の目指すべき 【目標設定の考え方根	· 姿 拠】	戦後造成 め、主伐後	対された人 後の確実な	工林が本格 更新を図る	各的な利用 るための造	期を迎え  林コストの	.、今後、 )低減、優	主伐の増加 良種苗の	加が見込 )確保、野	まれる状況生鳥獣に	況にあることを こよる森林被害	踏まえ、公益的機能の発揮及び計画的な資源造成を図る必要がある。このた 対策等を推進する。
	目標①【達成すべき目標	]	造林コスト	の低減									
								年度	ごとの目	標値			
	測定指標		基準値		目標値			年度	ごとの実	:績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
				基準 年度		目標 年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	11升/7点	
	7		0.00/	平成29	4.40/	令和5	-	_	-	29%	33%		【測定指標の選定理由】 植栽による確実な更新を図るためには、育林経費の大半を占める造林初期 におけるコストの低減を図ることが必要である。このため、①伐採と造林の一 貫作業シストムの導入、②コンテナーである。このため、①伐採と造林の一 電路によるは対象の工法の割りなりに関いて関連が終さればれる。
	貫作業システ ア 入、コンテナ 成長に優れた	人工造林面積のうち、伐採と造林の一貫作業システムの導 ア 入、コンテナ苗 <sup>**3</sup> や成長に優れた苗木による植栽、低密度に	22%	年度	44%	年度	_	_	-	34%	把握中		密度による植栽等の面積の割合を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、毎年度の人工造林面積に対する上記①から ③のいずれかを実施した造林面積の割合について、各年度概ね一定割合 (4%/年程度)向上させ、令和5年度までに44%まで増加させることとした。
	よる植栽を行る積の割合		把握 <i>0</i>	D方法	事業実施実績値を		等からの実	<b>に</b> 績報告に	こより、当	該年度に	おいて伐	採と造林の一	貫作業システム、コンテナ苗、成長に優れた苗木による植栽面積を集計し、
<b>達成度合いの</b> 達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100% <b>判定方法</b> A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満													

	目標② 【達成すべき目標】	種苗の確	保									
	測定指標	基準値		目標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準 年度		目標 年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	計算分類	
	コンテナ苗生産事業 者のうち、一定規模 ア 以上のコンテナ苗生 産能力がある事業者	19%	平成27	50%	令和2	25%	31%	38%	44%	50%	<b>c</b> ↑ ¥	【測定指標の選定理由】 主伐後の再造林の増加が予想される中、再造林を確実に実施していくためには、苗木の生産拡大と安定供給が不可欠である。このため、植栽の作業効率や通年の活着率が高く、伐採・造林一貫作業システムに適するコンテナ苗を一定規模以上生産する能力(およそ5万本/年生産)がある事業者の割合
		19%	年度	50%	年度	25%	23%	28%	28%	28%	3   一定	を一足規模以上生産りる能力(およて5万本)、年生産がある事業者の割合を増やすことを指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、名年度一定量(6.2%/年)向上させ、令和2 年度までに50%まで増加させることとした。
	の割合	把握(	の方法	都道府県	を通じて把	]握。						
			合いの 方法								目標値-基準値 %未満、Cランク	

目標③ 【達成すべき目標】	野生鳥獣	による被害	対策の推	進							
測定指標	基準値		目標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
基準年度				目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	計算分類	MAIN DECEMBERS TO THE CONTROL OF THE
				fa fee the	-	-		対前年 度以上			【測定指標の選定理由】 再造林を確実に実施していくためには、深刻化するシカによる食害等の対策が不可欠であり、さらにシカ個体数の増加が推定される中、シカ被害の対策の確実な推進が重要である。こうしたことから、平成28年5月の森林法改正では、重点的にシカ被害対策を講ずるため市町村等が設定する「鳥獣害防止森林区域」に関する制度が
鳥獣害防止森林区 域を設定した市町村 ア のうちシカ被害発生 面積が減少した市町 村の割合	_	_	対前年度以上	各年度	-	53%	57%	60%	把握中		創設された(平成29年度施行)ところである。 このため、「鳥獣害防止森林区域」を設定した市町村において、シカ被害に関する施策の効果がどのように発現されたかという観点から評価できるよう当該指標を設定した。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、シカ被害発生面積が減少した市町村の割合を前年度より増加させることとした。
	把握(	の方法	都道府県	等を通じて	[把握。						
			達成度合 Aランク:1								

	施策(3)	適切な間の	伐 <sup>※4</sup> 等の9	<b>実施</b>								
	布策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	地球温暖進する。	爱化防止を	含む森林の	の多面的機	幾能の着領	実な発揮を	を図るため	りには、間	]伐等の通	通切な森林整備	#を進めていく必要がある。このため、引き続き間伐等の適切な森林整備を推
	目標① 【達成すべき目標】	水源涵養	機能等の約	推持増進								
							年度	ごとの目	標値			
	測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		景 基準値										
	市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林及び山地災害 ア 防止機能※5/土壌保全機能維持増進森林に区分された育成	CE DOW	平成30	74.510	令和5	_	_	_	67.19%	69.02%		【測定指標の選定理由】 地球温暖化防止を含む森林の多面的機能を発揮させていくには、引き続き、間伐等の適切な森林整備を推進する必要がある。このため、「森林整備保全事業計画」が掲げる適切な間伐等の実施により、工場を保持しない。
		65.36%	年度	74.51%	年度	-	-	-	65.37%	把握中		機能が良好に保たれている森林 <sup>※6</sup> の割合を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度一定割合(1.83%/年)向上させ、令和 5年度までに74.51%まで増加させることとした。
	林のうち、機能が良 好に保たれている森 林の割合	把握0	の方法	事業実施	都道府県等	等からの多	実績報告!	こより、当	該年度に	おいて実	施された間伐	面積等を集計し、実績値を把握。
		達成度 判定									(当該年度目 %未満、Cランク	標値-当該年度すう勢値)×100 ケ:50%未満

施策(4)	路網整備	の推進									
色策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】										等の効率化に 整備を進める。	こ必要な路網を整備する一方、天然生林等においては管理に必要となる最小。
目標① 【達成すべき目標】	路網整備	による森林	資源の利用	用促進							
							ごとの目 ごとの実			+6+=	
測定指標	基準値	基準 年度	目標値	目標年度	28年度	29年度			2年度	指標一 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
生産性の高い林業	16億9千	平成30	20億7千	令和5	-	-	_	17億7 千万㎡	18億4 千万㎡		【測定指標の選定理由】 戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎えている中で、公益的機能を 発揮しつつ、森林資源の循環利用を推進していくことが大きな課題である。こ のため、林業の生産基盤となる林道等の整備により安定的かつ効率的な木 材供給が可能となる育成林の資源量を目標として関連施策を推進する。
経営の確立に必要 不可欠な林道等の 林業基盤の整備により、木材の安定的か つ効率的な供給に 資することが可能と	万㎡	年度	万㎡	年度	-	-	-	17億6 千万㎡	18億2 千万㎡ (暫定 値)	3   一定	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 森林整備事業計画(令和元年5月閣議決定)に基づき、林道等の林業基盤の整備により、木材の安定的かつ効率的な供給が可能となる育成林の資源量を、現状の16億9千万㎡から令和5年度に20億7千万㎡まで増加させることとし、これに向けて、毎年一定量(7千万㎡/年程度)で増加させることとした。
なる育成林の資源量	把握0	D方法	事業実施資源量を打		等からの多	    複報告	こより、当	該年度に	おいて開	設された林道	の延長等を把握し、木材として安定的かつ効率的な供給が可能となる森林の
	達成度 判定									目標値-基準 8未満、Cランク	

施策(5)	国土の保	全等の推済	進								
西策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】	集中豪国 しての治し 引き続き打	山事業の推	激甚な山地 進による山	地災害や松 □地災害の	くい虫なる 防止、松	どの森林	病虫害等 害先端地	の被害を における	最小限に 防除対策	とどめ、地域の重点化や地	の安全性の向上に資することが必要である。このため、事前防災・減災対策と 地域の自主的な防除活動の推進を図りつつ、駆除措置・予防措置等の対策を
目標① 【達成すべき目標】	山地災害	等の防止									
						年度	ごとの目	標値			
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	田井刀及	
治山対策を実施した	56.2千集	平成30	58.6千集	令和5	-	-	-	56.7千 集落	57.2千 集落	- S↑-差	【測定指標の選定理由】 近年、集中豪雨等による激甚な山地災害が頻発しているほか、壮齢林での 崩壊等に伴う流木災害の顕在化など、山地災害の発生形態が変化してい る。このような中、山地災害を防止し、被害を最小限にとどめるために事前防 災・減災対策としての治山事業を推進する必要がある。なかでも地域の安全 安心な暮らしを確保する上で重要な集落周辺の森林については、一度損な われれば人命、財産へ直接的に被害が及ぶことから、重点的に治山対策を
にはり周辺の森林 アの山地災害防止機 能等が確保される集 落の数	对数	年度	落	年度	_	-	-	56.6千 集落	56.8千 集落 (暫定 値)	3   一左	推進する必要がある。このため、森林整備保全事業の目標等を定めた「森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)」に掲げる周辺の森林のは地災害防止機能等が適切に発揮された集落の数を指標として関係施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、これら集落を各年度一定量(約480集落/年)向上させ、令和5年度までに58.6千集落まで増加させることとした。
	把握0	の方法	事業実施	都道府県	等からの実	ミ績報告!	こより、年	度末時点	の集落に	対する治山対	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	達成度	合いの 方法								目標値-基準 ル未満、Cランタ	
		平成30		令和5	_	_	-	97%	98%		【測定指標の選定理由】 安全で安心な暮らしを支える国土の形成に寄与するため、市街地、工場や 農地などを飛砂害や風害、潮害等から守る海岸防災林等について海岸侵負 や病虫害から森林を保全する必要がある。このため、森林整備保全事業の 目標等を定めた「森林整備保全事業計画(令和元年5月28日閣議決定)」に
適切に保全されてい イ る海岸防災林等の割 合	96%	年度	100%	年度	-	-	-	96%	97% (暫定 値)	S↑一他	掲げる海岸防災林等の延長約9,000Kmについて治山事業等の実施により適切に保全されている延長の割合を指標として関係施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、東日本大震災により被災した海岸防災林の復旧計画(令和2年度まで)も勘案しつつ、令和5年度までに概ね100%まで増加させることとした。
	把握0	の方法									おける治山対策の実施状況を集計し実績値を把握。
	達成度 判定	合いの 方法	達成度合 岸林等の Aランク:9	延長)×10	00					が、林等の延り	長-当該年度までに治山事業により機能の回復した海岸林等の延長))/(海

	目標② 【達成すべき目標】	森林病害	虫等の被領	害の防止 しょうしん								
							年度	ごとの目	標値			
	測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
			基準 年度		目標 年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	可并力权	
	保全すべき松林 <sup>※7</sup> ア の被害率が1%未満 の「微害」に抑えられ ている都府県の割合	71%	平成26	100%	令和2	81%	86%	90%	95%	100%		【測定指標の選定理由】 松くい虫被害は強い伝染性を持つものであり、一旦微害化し防除対策を軽減した地域等で再び被害が激化するおそれがあることから、防除を確実に実施する必要がある。このため、被害対策の進捗について適確に把握し、着実な防除実施を図るため、保全すべき松林の被害率を全国的に1%未満の「微
		11/0	年度	100%	年度	80%	83%	87%	85%	把握中		書」に抑える都府県の割合を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度一定割合(約5%/年)向上させ、令和 2年度までに100%とすることとした。
		把握0	D方法	都道府県等	等を通じて	、実績値	を把握。					
		達成度 判定	合いの 方法	達成度合(	(%)=当年	<b></b>	(見込)値	/ 当年度	目標値×	100	い北海道を除る 未満、Cランク	余く46都府県の割合により算定する。 7:50%未満
	新たな市町村で松く い虫被害の発生が あった場合に、法令 等に基づいてまん延 防止措置を適切に 実施した割合			100%	夕午中	100%	100%	100%	100%	100%		【測定指標の選定理由】 松林の公益的機能の確保や防除に係るコストを踏まえつつ、新たに松くい 虫被害が発生した市町村において、早期の段階で徹底的に防除を行う必要 がある。このため、新たな市町村で松くい虫被害の発底的に防た場合で、法
		-	_	100%	各年度	100%	100%	100%	100%	把握中		令等に基づいてまん延防止措置を適切に実施した割合を指標として設定し、 関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、新たに被害が発生した全市町村でまん延防 止措置を実行することとした。
		把握0	の方法	都道府県等	等を通じて	、実績値	を把握。					
		達成度 判定		達成度合( Aランク:90							実施した市町	「村数/新たな被害が発生した市町村数×100

	高緯度・高標高の被害先端地域が在する都府県の保全すべきウ 松林の被害率に対する全国の保全すべきかる全国の保全すべき松林における被害率の割合	_	-	100%以上	各年度	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	100%以上	【測定指標の選定理由】 高緯度・高標高の被害先端地域は被害が未被害地へ拡大しやすいという 特徴があり、被害のまん延の防止が必要である。このため、高緯度・高標高の 被害先端地域が在する都府県の保全すべき松林の被害率に対する全国の 保全すべき松林における被害率の割合の比率を指標として設定して関連施 策を推進する。	
						94%	106%	94%	87%	把握中	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値は、被害先端地域の都府県での被害率が全国の被害率 を下回った場合である100%以上することとした。	
		率の割合	把握0	D方法	都道府県	等を通じて	、実績値	を把握。	•	•		
			達成度 判定	合いの 方法		(%)=全[	国の保全	松林の被	害率/先	端地域が	存する都	松林における被害率以下に減少させる。 公林被害率×100

施策(6)	山村振興·	・地方創生	への寄与								
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	として厳し	い状況に	置かれてい	る。このた	め、森林	資源を活	かした産業	業育成に。	よる就業権	幾会の創出と原	域に先駆けて進行し、集落機能を維持することが困難な地域もあるなど、依然 所得の確保、生活環境の整備等による定住促進などの推進やきのこをはじめと 欠産業化等の取組を推進し、山村の振興を図る。
目標① 【達成すべき目標】	山村におり	ける就業機	と会の創出	や都市との	)交流等の	D促進					
測定指標	基準値,		月標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
/大·] 人仁 ] 日·1 示	<b>坐</b> 半他,	基準 年度		目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	計算分類	
全国の振興山村地 域※8の中から抽出し た市町村に対し、 (1)新規定住者数、 ア(2)交流人口、(3) 地域産物等販売額 の指標のうちいずれ かを満たす市町村の 割合(前年比)	-	-	対前年 度比 100%以 上	毎年度	度比 100%以 上	成率 79%)	対前年 100%上 100%上 対度97% (H29率 82%) (H30率 79%)	度比 100%以 上 対前年 度比 103% (H30達 成率 79%)	対前年 100%以 上 対度3%(R1 達81%) (R2率 52%)	F=一直	【測定指標の選定理由】 山村の振興に向けて、森林資源を活かした産業育成による就業機会と所得の確保、生活環境の整備等により定住を促進し、山村に暮らす人々がいきいきと生活できるようにしていくことが重要である。このため、全国の振興山村地域の中から抽出した市町村で対し、(1)新規定住者数、(2)交流人口数、(3)地域産物等販売額について、いずれかが維持または向上した市町村の割合を指標として関係施策を推進する。【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値は、前年度と当年度との比率を算出し前年度比100%以上とすることとした。
	把握0	方法		定住者数、 するアンケ						らいずれかを清	またす市町村の割合について、全国の振興山村地域から無作為に抽出した市
	達成度		割合とのよいずれから	七率を算出 の指標を消	ゴする。 ちたす市町	丁村の割る	今の前年月	度比(%)	=当該年		の指標のうち、いずれかの指標を満たす市町村の割合を算出し、その前年度 )/(前年度の割合)×100 %未満

イ 国産きのこの生産量	47万トン 平成30 年度	49万トン	令和12 年度	-	-	-	-	47万トン 46万トン (暫定 値)	F↑一直	【測定指標の選定理由】 きのこ生産は、原木やチップの利用による森林整備への寄与や、きのこ生産による山村地域の雇用創出に寄与することから、人口減少等によるきのこ消費量の減少が予想される中、国産きのこの生産量を維持していくことが必要である。このため、国産きのこの生産量を指標として関連施策を推進することとする。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、「食料・農業・農村基本計画」に掲げる生産努力目標の令和12年度49万トンに向けて、令和2年度は47万トンとし、その後段階的(0.2万トン/年)に増加するように設定することとする。		
	把握の方法	特用林産	特用林産基礎資料より把握									
	達成度合いの 判定方法	達成度合(%)=(当年度実績(見込)値)/(当年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満								ク:50%未満		

施策(7)	国民参加	の森林づく	りと森林の	多様な利	用の促進						
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	社会全体	で支えてレ		要であり、	その気運	を醸成して	ていくこと	が必要で	ある。この		快適な生活環境の創出などにつながることから、広く国民の理解を得つつ、 主体による森林づくり活動の促進に向けて、企業・NPO・森林所有者・地元関
目標①【達成すべき目標】	多様な主	体による森	林づくり活	動の促進。	上森林環境	竟教育等の	の充実				
							ごとの目				
測定指標	基準値	44.14	目標値		年度ごとの実績値					指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		基準 年度		目標 年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度		
	3万9千件	平成24	6万2千件	令和2	5.0万件	5.3万件	5.6万件	5.9万件	6.2万件	S↑-差	【測定指標の選定理由】 多様な主体による森林づくり活動の推進や森林環境教育等の充実を図るには、一般国民、CSR活動により資金援助等を行う民間企業、森林ボランティア団体等による森林づくり活動や森林環境教育への関わりが重要である。このため、国民一人ひとりが、それぞれの立場、可能な方法で、日常の業
「フォレスト・サポー <b>ア</b> ターズ」 <sup>※9</sup> の登録件 数	3万9十件	年度	0/3/2   1	4-段	5.5万件	5.7万件	6.2万件	6.8万件	6.9万件		務や生活の中で、自発的に森林の整備等に取り組む「フォレスト・サポーターズの登録件数」を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度一定量(3千件/年)向上させ、令和2年度までに6万2千件へと増加させることとした。
	把握(	の方法	制度運営[	団体の情報	報により把	l握。					
	達成度 判定	合いの 方法	達成度合 A'ランク:1	(100%) = ( 150%超、A	(当該年度 ランク:90	度実績(見 %以上150	込)値−H %以下、B	24基準値 ランク:50	ī) /(当該 %以上90%	核年度目標値 %未満、Cランク	-H24基準値)×100 ケ:50%未満
	52%	平成22	82%	令和2	70%	73%	76%	79%	82%	F↑一直	【測定指標の選定理由】 多様な主体による森林づくり活動の推進や森林環境教育等の充実を図るには、一般国民、CSR活動により資金援助等を行う民間企業、森林ボランティア団体等による森林づくり活動や森林環境教育への関わりが重要である。このため、「森林に関するCSR活動等を実施する民間企業の割合」を指標として関連施策を推進する。
森林に関するCSR イ 活動 <sup>※10</sup> 等を実施す る民間企業の割合	02/0	年度	3270	年度	78%	73%	69%	71%	団体に よる調 査未実 施	1'   15.	【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、令和2年度までに森林づくりに新たに取り組むことへ興味・関心のある企業及び現在興味関心はないものの将来的にはあり得るとした企業の割合である30%を基準値に加えた82%を最終目標値として、各年度一定割合(3%/年)向上させることとした。
	把握(	の方法	団体からの	り聞き取り	こより把握	Ę E <sub>o</sub>					
	達成度 判定	合いの 方法	達成度合 A'ランク:1							《未満、Cラン	ク:50%未満

		200日は度から平	度から平	平成20年 度から平 成24年度	対前年増	毎年度	対前年増	対前年増	対前年増	対前年増	対前年増	c↑ 古	【測定指標の選定理由】 多様な主体による森林づくり活動の推進や森林環境教育等の充実を図る には、一般国民、CSR活動により資金援助等を行う民間企業、森林ボラン ティア団体等による、森林づくり活動や森林環境教育への関わりが重要であ る。このため、直接的に森林づくり活動に取り組んでいる団体や、森林づくり	
	ウ 森林ボランティア団 体数	, —	成24年度 の平均値	刈削午瑄		4,168団 体	4,180団 体	4,219団 体	4,490団 体	4,502団 体	2   一直	を森林環境教育の一環として実施したり、山村住民と都市住民の交流や地域づくりのきっかけとして活用している「森林ボランティア団体数」を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、前年度実績値よりも増加させることとした。		
		把握の方法 都道府県			都道府県を通じて把握。									
		達成度 判定		A:(おおむ	つね有効)	:前年度第	<b>実績以上</b>	、B: (有郊	性の向上	こが必要で	である) : 基準(	直以上前年度実績未満、C: (有効性に問題がある):基準値未満		
施策(8)		国際的な	察的な協調及び貢献											
		向けた国際	世界における持続可能な森林経営を推進し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた目標(SDGs)の実現を図る必要がある。このため、持続可能な森林経営に 向けた国際的な政策対話や取組に積極的に参画し貢献するとともに、開発途上国における持続可能な森林経営に向けた取組を支援するため、我が国が有する知見や人材等を 活用し、多国間・二国間の連携、官民の連携等、多様な枠組みを通じた国際協力を推進する。											

	目標① 【達成すべき目標】	国際協力	の推進									
	測定指標	基準値		目標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
	<b>则</b> 足徂憬	<b>本华</b> 他	基準 年度	日保胆	目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	計算分類	例だ相信の選定理由及び日信値(小学・日信中度)の設定の <u>依拠</u>
	持続可能な森林経 <b>ア</b> 営 <sup>※11</sup> を推進する国 際協力プロジェクト数	年度	平成27	153件	令和2	142件	145件	148件	150件	153件	S↑一直	【測定指標の選定理由】 世界における持続可能な森林経営に向けた取組を推進し、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた目標(SDGs)の実現を図るには、国際的に協調しつつ多様な枠組みを通じた協力を推進する必要がある。このため世界における持続可能な森林経営の推進に向けて我が国別を施した国際格界である。
			年度	15314	年度	146件	152件	153件	147件	115件		際協力プロジェクトの数(①林野庁補助・委託事業、国際機関への拠出による国際協力プロジェクト、②JICAによる国際協力プロジェクト、③民間企業ペNGO・NPOによる国際協力プロジェクトの合計数)を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値は、今後5年間で10%(毎年度2%)増加させることとした。
		把握(	の方法	事業の実	績報告、JI	CA及び么	公益法人等	等を通じて	(把握。			
			合いの  方法	達成度合 A'ランク:1	(%)=当詞 150%超、A	該年度実 ランク:90	績(見込) %以上150	値/当該 %以下、B	年度目標 ランク:50	票値×100 %以上909	) %未満、Cラン:	ク:50%未満

	7 44 - 7 50	予算	額計(執行	亍額)	2年度	関連す		令和2 年度行政
	政策手段 (開始年度)	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	指標	政策手段の概要等	事業レビュー事業番号
(	農山漁村地域整備 交付金 (平成22年度) (関連:2-7,8,13,24)	77,878 の内数 (77,842 の内数)	の内数 (72,233	76,536 の内数 (75,944 の内数)	80,732 の内数	(1)-2)-7 (3)-1)-7 (4)-1)-7 (5)-1)-7 (5)-1)-1	-	0134
(	鳥獣被害防止総合 対策交付金 (平成20年度) (関連:2-13,14,24)	9,715 (9,608)	11,547 (10,810)		10,010	(2)-3)-7	-	0217
(	農山漁村振興交付 金 (平成28年度) (関連:2- 7,8,13,14,15,20,21,2 4)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	の内数 (7,026	9,805 の内数	(6)-①-ア	-	0219
(	地域森林計画編成 事業費補助金 (昭和14年度) (主)	145 (138)		120 (112)	119	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0222
(	森林病害虫等被害 対策 (昭和25年度) (主)	718 (711)	718 (706)		715	(5)-②-ア (5)-②-イ (5)-②-ウ	-	0223
(	治山事業(補助) 6)(昭和26年度) (主)	24,387 (24,278)	34,974 (34,628)		31,645	(5)-①-ア(5)-①-イ	_	0224
(	保安林等整備管理 費 (昭和27年度) (主)	482 (468)	482 (465)		484	(5)-①-ア(5)-①-イ	-	0225

#### (政策分野19)

森林整備事業(国 研) (8) (昭和36年) (主)	28,132 (28,132)		31,231 (31,231)	28,595	(1)-2)-7 (2)-1)-7 (3)-1)-7 (4)-1)-7	-	0226
森林経営計画認定 事業委託費 (9) (昭和44年度) (主)	1 (0.3)	1 (0.5)		0.8	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	_	0227
特別母樹林保存損 (10) 失補償金 (昭和45年度) (主)	10 (10)	10 (10)		10	(1)-2-7 (2)-2-7 (3)-1-7 (4)-1-7		0228
森林整備活性化資 (11) 金利子補給金 (平成6年度) (主)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	-	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0229
森林吸収源インベン (12) トリ情報整備事業 (平成18年度) (主)	272 (272)	267 (267)	261 (256)	263	(3)-①-ア	_	0230
幹線林道事業移行 (13) 円滑化対策交付金 (平成20年度) (主)	114 (114)	92 (92)	91 (91)	85	(1)-2-7 (2)-1-7 (3)-1-7 (4)-1-7	-	0231
花粉発生源対策推 (14) 進事業 (平成21年度) (主)	125 (121)	111 (109)	114 (105)	117	(2)-②-ア	_	0232

森林生態系多様性 (15) 基礎調査事業 (平成22年度) (主)	304 (304)	305 (305)	326 (321)	322	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0233
森林整備事業(補 (16) 助) (平成23年度) (主)	28,447 (28,363)		26,836 (26,639)	25,357	(1)-②-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア		0234
森林整備事業(直 (17) 轄) (平成25年度) (主)	64,453 (62,223)		66,760 (64,957)	68,088	(1)-②-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0235
治山事業(直轄) (18) (平成25年度) (主)	26,864 (25,924)	30,139 (28,789)		34,713	(5)-①-ア (5)-①-イ	-	0236
国有林野事業 (19) (平成25年度) (主、関連:2-21)	11,769 (11,110)	11,571 (11,118)	11,394 (11,051)	11,447	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0237
森林·山村多面的機 (20) 能発揮対策 (平成25年度) (主)	1,700 (1,525)	1,490 (1,476)	1,425 (1,357)	1,353	(3)-①-ア (6)-①-ア (7)-①-ウ	-	0238
国際林業協力事業 (21) (平成25年度) (主)	128 (127)	115 (115)	116 (115)		(8)-①-ア	_	0239

優良種苗低コスト生 産推進事業 (平成25年度) (主)	138 (131)	100 (99)	87 (86)	_	(1)-②-ア (2)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0240
シカによる森林被害 (23) 緊急対策事業 (平成27年度) (主)	216 (210)	166 (161)		160	(2)-③-ア	-	0241
REDD+推進民間活 (24) 動支援事業 (平成27年度) (主)	69 (69)	59 (59)	42 (42)	-	(8)-①-ア	-	0242
新たな森林空間利 (25) 用創出事業 (令和元年度) (主、関連:2-21)	_	-	32 (32)	87	(6)-①-ア (7)-①-ア (7)-①-イ	-	0243
分収林施業転換推 (26) 進事業 (平成30年度) (主)	_	60 (60)	56 (56)	56	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0244
世界遺産の森林生 (27)態系保全対策事業 (平成30年度) (主)	_	57 (57)	52 (52)	52	(1)-②-ア	-	0245
森林情報活用促進 事業 (全配元年度) (主)	—	_	251 (169)	206	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	_	0246

林業普及指導事業 (29) 交付金 (昭和58年度) (関連: 2-20,21)	358 (358)	358 (358)		349	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-③-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (5)-②-プ (5)-②-ヴ (6)-①-ア		0247
スマート林業構築推 (30) 進事業 (平成30年度) (関連: 2-20)	-	207 (203)	197 (197)	-	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	-	0250
次世代林業基盤づく (31) <sup>り</sup> 交付金 (平成25年度) (関連: 2-20,21)	4,955 (4,850)	3,444 (3,377)	190 (190)	-	(1)-②-ア (2)-②-ア (4)-①-ア (6)-①-イ	_	0253
【TPP関連事業】 合板·製材·集成材 (32) 国際競争力強化·輸 出促進対策 (平成27年度) (関連: 2-20,21)	31,781 (29,880)	40,090 (38,130)		-	(1)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	_	0254
林業·木材産業成長 (33) 産業化促進対策 (平成30年度) (関連: 2-20,21)	_	7,337 (7,017)	10,701 (10,288)	8,389	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (6)-①-イ	-	0255
木材需要の創出・輸 (34) 出力強化対策 (平成30年度) (関連: 2-20,21)	_	737 (731)		700	(6)-①-ア (6)-①-イ	-	0257

森林技術国際展開 (35) 支援事業 (令和2年度) (主)	-	——————————————————————————————————————		57	(8)-①-ア	-	新2-0035
林業イノベーション 推進総合対策 (令和2年度) (関連:2-20,21)	-			843	(1)-①-ア (1)-②-ア (2)-①-ア (2)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	_	新2-0036
森林病害虫等防除 (37)法 (昭和25年)	-	——————————————————————————————————————	——————————————————————————————————————	-	(5)-②-ア (5)-②-イ (5)-②-ウ		-
国有林野の管理経 (38)営に関する法律 (昭和26年)	-			-	(3)-①-ア (4)-①-ア	国有林野の適切かつ効果的な管理経営を確保するため、計画的な実施を図る。 本法に基づき、土壌の保持や保水機能を重視する森林や、多様な樹種や階層からなる森林、木材の安定 的かつ効率的な供給が可能となる森林等を整備することにより、国有林野の公益的機能の維持増進が図ら れ、土壌を保持する機能や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に 寄与する。	_
森林法(普及指導事 (39)業制度) (昭和26年)	-			_	(E) (O) 7	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う。 このことにより、森林施業が適切に行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営、山村地域の活性化に寄与する。	_
森林法(保安施設地 (40)区制度) (昭和26年)	-	——————————————————————————————————————		-	(5)-①-ア(5)-①-イ	保安施設事業の実施により、山崩れ、土石流等による被害の防止・軽減を図る。 本法に基づき、保安施設事業を実施することにより、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海 岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。	Ê —
森林法(保安林制 (41)度) (昭和26年)	-	——————————————————————————————————————	——————————————————————————————————————	-	(5)-①-ア(5)-①-イ	保安林の指定により、森林の有する水源涵養、土砂崩壊やその他の災害の防備等の公益的機能の確保を図る。 本法に基づき、公益的機能の発揮が特に要請される森林を保安林に指定し、立木の伐採制限等の規制措置を講じることにより、森林の山地災害防止機能等が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。	-

森林法(林地開発許 (42)可制度) (昭和26年)	-	——————————————————————————————————————	_	-	(5)-①-ア(5)-①-イ	保安林以外の民有林における水源の涵養、災害の防備等に支障を及ぼす開発行為の適正化を図る。 本法に基づき、森林の土地の適正な利用の確保を図ることにより、森林の山地災害防止機能等の多面的 機能が確保されるとともに、海岸防災林等の機能が維持され、国土の保全に寄与する。	1
(43) 地すべり等防止法 (昭和33年)	-	_	-	-	(5)-①-ア	地すべり防止工事の実施により、地すべりによる被害の防止・軽減を図る。 本法に基づき、地すべり防止工事を実施することにより、山地災害等の防止に寄与する。	-
(44) 分収林特別措置法 (昭和33年)	-	_	_	-	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア		-
森林法(森林計画制 (45)度) (昭和39年)	-	_	_	-	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	長期的視点に立って、森林の保続培養と森林生産力の増大を図りながら、森林のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう、森林の整備・保全の計画的な実施を図る。 本法に基づき、地域関係者の合意の下、発揮を期待する機能ごとの区域を明らかにし、森林計画制度の下、その機能を十分発揮できるよう森林の整備・保全の推進をすることにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	-
(46) 林業種苗法 (昭和45年)	-	——————————————————————————————————————	——————————————————————————————————————	-	(1)-②-ア (2)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	優良種苗の供給を確保するために優良な採取源の指定、生産事業者の登録、種苗表示の適正化を図る ことにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環 利用に寄与する。	-
森林の保健機能の (47) 増進に関する特別措 置法 (平成元年)	-	—	-	-	(3)-①-ア	公衆の保健の用に供することが適当と認められる森林について保健機能の増進を図るための森林施業等の促進を図る。 森林の保健機能の増進を図るべき森林として、市町村森林整備計画に「保健機能森林」の区域を設定し、 当該区域の森林整備等を行うことにより、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性 の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	-
緑の募金による森林 (48)整備等の推進に関 する法律 (平成7年)	-	-	-	-	(7)-①-ウ	緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置を定めること等により、国民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図り、国民参加の森林づくりと森林の多様な利用の推進に寄与する。	-
(49)森林経営管理法(平成31年)	-	_	_	-	(1)-①-ア	経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を通じて、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図る。このことにより、林業の持続的発展のほか、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	-

森林・林業・木材産 (50)業分野の研究・技術 開発戦略 (平成29年)	-	_	_	-	(5)-②-ア (5)-②-イ	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成29年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府県等関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	-
保安林の非課税 (51) [固定資産税: 地法 348条の2第7号] (昭和25年度)	_ (-)	_ (-)	_ (-)	-	(5)-①-ア(5)-①-イ	地方税法第348条第2項第7号の規定に基づき、保安林に係る土地に対する固定資産税について非課税とする措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。	-
収用等に伴い代替 資産を取得した場合 の課税の特例 (52)[所得税・法人税:措 法第33条、第64条、 第68条の70] (昭和26年度)	_ (-)	_ (-)	_ (-)	-	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(措法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。	-
収用交換等の場合 の譲渡所得等の特別控除 (53)[所得税・法人税:措 法第33条の4、第65 条の2、第68条の73] (昭和26年度)	_ (-)	_ (-)	_ (-)	-	(1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、保証金等の額から5,000万円を控除。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
保安林の非課税 (54)[不動産取得税:地 法73条の4] (昭和29年度)	_ (-)	- (-)	_ (-)	-	(5)-①-ア(5)-①-イ	地方税法第73条の4第3項の規定に基づき、保安林の土地を取得した場合における不動産取得税について非課税とする措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。	-
計画伐採に係る相続 税の延納等の特例 (55)[相続税:措法第70 条の8の2] (昭和42年度)	0.1 (-)	0.1 (-)	0.1 (-)	0.1	(1) @ 7	森林経営(施業)計画の認定を受けた森林所有者から、山林を一括して相続等により取得し、引き続き同計画の認定を継続的に受けた場合、森林経営(施業)計画に基づく伐採時期及び材積を基礎として、立木に係る相続税を分納できる特別措置。 本特例措置により、森林の相続時において計画的かつ適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。	-

山林所得に係る森林 計画特別控除 (56) [所得税: 措法第30 条の2] (昭和43年度)	国税46 (53) 地方税 99 (106)	国税54 (58) 地方税 118 (124)	国税60 (-) 地方税 125 (-)	-	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	森林経営計画(平成24年4月1日以降に有効な森林施業計画を含む。)に基づき山林を伐採又は譲渡した場合、収入金額の20%(2,000万円を超える部分の控除率は10%)又は50%から必要経費を控除した残額のいずれか低い額を控除。 - 本特例措により、森林経営計画に基づく計画的な森林経営が促され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用及び持続的な森林経営に寄与する。
特定土地区画整備 事業等のために土地 等を譲渡した場合の 譲渡所得の特別控 (57)除 [所得税・法人税:措 法第34条、第65条の 3、第68条の74] (昭和50年度)	(-)	- (-)	_ (-)	-	(5)-①-ア (5)-①-イ	租税特別措置法第34条、第65条の3及び第68条の74の規定に基づき、保安施設事業のために保安林等に係る土地を譲渡した際、譲渡所得の特別控除を措置。 - 本特例措置により、適切に保安施設が維持され、山地災害等の防止に寄与する。
特別緑地保全地区 等内の土地に係る相 続税の延納に伴う利 (58)子税の特例 [相続税:措法第70 条の9] (昭和62年度)	_ (_)	— (—)	_ (-)	ı	(5)-①-ア (5)-①-イ	租税特別措置法第70条の9の規定に基づき、保安林の土地に係る相続税の延納に伴う利子税を軽する措置。 本特例措置により、適切に保安林が維持され、山地災害等の防止に寄与する。
特定計画山林についての相続税の課税 (59) 価格の計算の特例 [相続税:措法第69 条の5] (平成14年度)	32 (-)	29	25 (-)	29	(1)-①-ア (1)-②-ア (3)-①-ア (4)-①-ア	相続又は遺贈により取得した森林経営(施業)計画対象山林について、相続人が引き続き同計画に基づき施業を行う場合、相続税の課税価格に参入すべき価格は当該森林経営(施業)計画対象山林の価格に100分の95を乗じた金額とする特例措置。 - 本特例措置により相続時の税負担が軽減され、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用に寄与する。
山林についての相続 税の納税猶予 (60)[相続税:措法第70 条の6の4] (平成24年度)	160	151	169 (-)	169	(1)-(2)-7	林業経営相続人が、森林経営計画が定められている区域内の山林(立木及び林地)について当該認定計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して相続し、同計画に基づいて引き続き施業を継続していく場合は、その山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する措置。本特例措置により、森林経営計画に基づく集約化や路網整備などに取り組む森林経営者の経営の継続が確保されることにより、安定的かつ効率的な林業経営が図られるとともに、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、持続的な森林経営及び施業集約化等の推進に寄与する。
政策の予算額[百万円]	321,765 (内数を 含む)	341,538 (内数を 含む)	357,459 (内数を 含む)	314,859 (内数を含む)	<b>坐</b> 07	LIDI Lata and Alexander and Section 1/2 and another and the section 1/2 and the sectio
政策の執行額[百万円]	314,656 (内数を 含む)	332,455 (内数を 含む)	347,958 (内数を 含む)		<b>参</b> 縣	URL <a href="https://www.maff.go.jp/j/budget/review/R2/index.html">https://www.maff.go.jp/j/budget/review/R2/index.html</a>

#### 移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

	了并に你也以来?		額計(執行	行額)								
(	政策手段 (開始年度)	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	令和2 年度行政 事業 レビュー 事業番号				
(1)	【参考:国土交通省より】 離島振興事業 (昭和28年度)	45,142 の内数 (44,949 の内数)	の内数	の内数	44,097 の内数	(1)-②-ア (2)-①-ア (3)-①-ア (4)-①-ア (5)-①-ア (5)-①-イ	離島振興法に基づき、国が策定した「離島振興基本方針」を踏まえて各都県が策定した「離島振興計画」 に位置づけられている各種公共事業の執行に充当。 本事業の実施により、多様で健全な森林の整備、国土の保全等の推進に寄与する。	国-0444				
	【参考:国土交通省より】 奄美群島振興開発 事業 (昭和29年度)	22,290 の内数 (21,888 の内数)	の内数	の内数			奄美群島振興開発特別措置法に基づき、鹿児島県が策定した「奄美群島振興開発計画」に基づく事業について、同法第6条の規定に基づき、国の負担及び補助の割合を嵩上げして支援をしている(公共事業会計費の地域一括計上)。 本事業の実施により、多様で健全な森林の整備、国土の保全等の推進に寄与する。	国-0445				
(3)	【参考:国土交通省より】 北海道開発事業 (昭和26年度)	の内数		の内数 (681,487	579,728 の内数	(1)-2)-7 (2)-1)-7 (3)-1)-7 (4)-1)-7 (5)-1)-7	昭和25年2月10日閣議決定に基づき、北海道開発に関する社会資本整備を行う経費を国土交通省に一括計上し、予算使用の際は関係省庁に移替え等を行い実施。 本事業の実施により、多様で健全な森林の整備、国土の保全等の推進に寄与する。	国-0449				
(4)	【参考:内閣府より】 森林整備事業に必 要な経費(沖縄振 興) (昭和47年度)	330 の内数 (311 の内数)	317 の内数 (307 の内数)		292 の内数	(2)-①-ア (3)-①-ア	森林の有する多面的機能が維持、高度に発揮されるよう、植付け、下刈り、除伐、間伐等や松くい虫被害にあいにくい山林への改質・改良を実施。(内閣府においては、沖縄振興を目的とする事業のうち公共事業を中心とする関係事業の全体的な把握、事業相互間の進度調整、計画に沿った事業の推進を図るため、これらの事業の経費を内閣府に一括計上し、これを事業執行官庁に移し替えて執行する事により、計画実施について効果的な総合調整を行っている。) 本事業の実施により、多様で健全な森林の整備等の推進に寄与する。	内-0073				
(5)	【参考:内閣府より】 治山事業に必要な 経費(沖縄振興) (昭和47年度)	282 の内数 (248 の内数)	273 の内数 (217 の内数)				災害の防止、軽減を図るため、山腹崩壊地等の山地の復旧整備や季節風等から住宅、農地等を保全するための防風林等の整備等を実施。(内閣府においては、沖縄振興を目的とする事業のうち公共事業を中心とする関係事業の全体的な把握、事業相互間の進度調整、計画に沿った事業の推進を図るため、これらの事業の経費を内閣府に一括計上し、これを事業執行官庁に移し替えて執行する事により、計画実施について効果的な総合調整を行っている。) 本事業の実施により、国土の保全等の推進に寄与する。	内-0074				

(	【参考:復興庁より】 放射性物質対処型 6)森林·林業再生総合 対策事業 (平成24年度)	4,828 (4,375)	3,570 (3,212)	2,913 (2,693)	3,142	-	森林内における放射性物質の実態把握、森林施業等に関する放射性物質対策技術の検証、避難指示解除区域等における林業再生に向けた実証等、放射性物質対処型林業再生対策を実施。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0095
(	【参考:復興庁より】 7) 治山事業(直轄) (平成24年度)	2,965 (2,784)	3,024 (2,758)		966	-	森林の維持・造成を通じて、集中豪雨、台風、地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、荒廃地の復旧整備等を行うことにより安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0096
(	【参考:復興庁より】 8) 治山事業(補助) (平成24年度)	8,825 (8,777)	8,330 (8,294)		3,759	-	森林の維持・造成を通じて、集中豪雨、台風、地震等に起因する山地災害から国民の生命・財産を保全するとともに、水源の涵養、生活環境の保全・形成等を図るため、荒廃地の復旧整備等を行うことにより安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0097
(	【参考:復興庁より】 森林整備事業(直 轄) (平成25年度)	2,477 (1,913)	2,336 (2,223)		2,254	-	東日本大震災の被災地に所在する国有林野において、間伐等の適切な森林整備による「災害に強い森林づくり」を進めるとともに、放射性物質の影響を受けた森林の整備に対する被災地のニーズを踏まえた事業を実施することにより、地域の森林・林業・木材産業の再生を図る。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0098
(	【参考:復興庁より】 100森林整備事業(補助) (平成24年度)	2,509 (2,507)			3 XNY		原子力災害特有の課題である放射性物質の影響に対処するため、①「災害に強い森林づくり」として、放射性物質と一体となった間伐等やこれらの施業に必要な路網整備、②放射性物質の影響等により特に森林整備が進みがたい人工林において、公的主体による緊急的な間伐等(「汚染状況重点調査地域等森林整備事業)」を実施することにより、豪雨等により森林から放射性物質を含む土壌が流出することを防止することを目的とする。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0099
(	【参考:復興庁より】 森林整備事業(国 研) (平成24年度)	483 (482)	535 (535)	487 (487)	514	-	放射性物質の影響等により森林整備が進み難い人工林等のうち、土地所有者自身の自助努力では適正な森林整備が困難な奥地水源地域において、国立研究開発法人森林研究・整備機構(以下「森林研究・整備機構」という。)が森林を造成することにより、公益的機能の発揮や放射性物質を含む土壌の流出防止等に寄与することを目的としている。 本事業の実施により、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	復-0100

- (注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。 また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。
- (注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。
- (注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

### 参考資料

#### 1. 用語解説

注1	森林経営計画	森林法第11条の規定による、森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者が作成する5年を一期とする森林の経営に関する計画。
注2	施業集約化	林業事業体などが隣接する複数の森林所有者から路網の作成や間伐等の施業を受託し、一括して行うこと。個々に行うよりも効率的に施業を行いコストダウンを図ることが可能。
注3	コンテナ苗	容器の内面にリブ (縦筋状の突起)を設け、容器の底面を開けるなどによって、根巻きを防止できる容器で育成された根鉢付き苗木。露地で育苗する裸苗と比較して、コンテナ苗は、ビニールハウス等の施設整備の費用がかかるものの、機械化等による生産の効率化や生産期間の短縮、少ない面積での生産が可能。また、コンテナ苗は、裸苗よりも植栽適期が長いという特徴。
注4	間伐	育成段階にある森林において、樹木の混み具合に応じて育成する樹木の一部を伐採(間引き)し、残存木の成長を促進する作業。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後から、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。
注5	山地災害防止機能	森林の下層植生や落枝落葉が地表の侵食を抑制するとともに、森林の樹木が根を張り巡らすことによって土砂の崩壊を防ぐ機能。
注6	土壌を保持し水を育む機能が良好に保た れている森林	市町村森林整備計画等において水源涵養機能維持増進森林及び山地災害防止機能/土壌保全機能推進森林に区分された育成林のうち、適切な間伐や 高齢級の森林への誘導等の人工林の適正管理等により、下層植生や樹木の根の発達、森林の崩壊の予防等が図られ、土壌を保持する能力や水を育む能力 が良好に保たれている森林。
注7	保全すべき松林	保安林及びその他の公益的機能が高い松林であって松以外の樹種では当該機能を確保することが困難な松林として都道府県知事が指定する高度公益機能森林及び、松林としての機能を確保しつつ、高度公益機能森林への被害の拡大を防止する措置を実施することが適当な松林として市町村長が指定する地区保全森林。
注8	振興山村地域	山村振興法に基づき、要件(1960年林業センサスにおいて、林野率0.75以上、人口密度1.16人/町歩未満で、交通、経済、文化等条件に恵まれず、産業開発の程度が低いこと)を満たしている山村(旧市町村単位)から都道府県知事の申請に基づき、国土交通大臣、総務大臣及び農林水産大臣が指定する地域。
注9	フォレスト・サポーターズ	個人や企業等が「フォレスト・サポーター」として運営事務局に登録を行い、日常の業務や生活の中で自発的に森林の整備や木材の利用に取り組む仕組み。
注10	CSR活動	企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、法令遵守や環境保全、社会貢献など、企業の社会的責任(CSR: Corporate Social Responsibility)を果たすための活動。
注11	持続可能な森林経営	動的で進化する概念として、全てのタイプの森林の経済、社会、環境的価値を現在及び将来世代の便益のために維持し、高めることを目的に森林を管理し又は経営すること。

#### 令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

#### (農林水産省2一20)

政策分野名 【施策名】	林業の持続的かつ健全な発展	担当部局名	林野庁 【林野庁経営課/研究指導課/計画課/企画課】
政策の概要 【施策の概要】	林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の有する多面的機能の持続的な発揮に 資するため、相当程度の事業量を確保するとともに、高い生産性と収益性を実現し、森 林所有者の所得向上と他産業並み従事所得を確保できる林業経営の育成を目指す。 このため、森林経営計画に基づく低コストで効率的な施業の実行やこれらを担う人材 の育成・確保等を推進する。	政策評価体系上の 位置付け	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的か つ健全な発展
政策に関係する内閣の重要 政策	・森林・林業基本計画(平成28年5月24日閣議決定) 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 2 林業の持続的かつ健全な発展に関する施策 ・食料・農業・農村基本計画(令和2年3月31日閣議決定) 第2 食料自給率の目標 1 食料自給率	政策評価 実施時期	令和2年8月

施策(1)	望ましい材	木業構造の	確立									
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	小規模なこのため	零細な所有 )、森林経常	「構造にある我が国の森林において、面的にまとまった森林経営の確立が極めて重要である。 営計画の作成等を推進し、同計画に基づく低コストで効率的な施業の実行の定着を図る。									
目標① 【達成すべき目標】	効率的か	つ安定的な	は林業経営	の育成								
							ごとの目					
測定指標	基準値		目標値			年度	ごとの実	実績値		指標- 計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
		基準 年度		目標 年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	H1 91-73 XX		
	71%	平成27年度		令和10	-	-	ı	76%	78%		【測定指標の選定理由】 森林の多面的機能を発揮させていくためには、面的なまとまりを持った森林 経営の確立に向けて森林経営管理制度等を活用し、森林の経営管理の集 積・集約化を推進する必要がある。このため、特に、集積・集約化が求められ る私有人工林において令和10年度までにその半数(約310万ha)を集積・集	
私有人工林面積に おける集積・集約化 の目標面積に対する 割合			100%	年度	-	-	-	78%	把握中	S   一差	約化することとし、それに対する現に集積・集約化された私有人工林面積の割合を測定指標として、関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度一定量で向上させ、令和10年度に目標達成(100%)(私有人工林の半数(約310万ha)を集積・集約化)となるよう設定した。	
	把握の方法		都道府県等からの実績報告により把握。									
	達成度合いの 判定方法		達成度合(%) = (当該年度実績(見込)値-基準値)/(当該年度目標値-基準値)×100% A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
				令和12 年度	_	_	-	-	47万トン		【測定指標の選定理由】 原木やチップの利用による森林整備への寄与や山村地域の雇用創出への 寄与など、きのこ生産を通じた林業経営基盤の強化等を推進する必要があ	
イ 国産きのこの生産量	47万トン	平成30 年度	49万トン		_	-	-	-	46万トン (暫定 値)	F↑-直	る。このため、国産きのこの生産量を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、「食料・農業・農村基本計画」に掲げる生産3 力目標の令和12年度49万トンに向けて、令和2年度は47万トンとし、その後 段階的(0.2万トン/年)に増加するように設定することとする。	
	把握(	の方法	特用林産	基礎資料。	より把握	ı				1		
		合いの 方法	達成度合(%)=(当年度実績(見込)値)/(当年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(2)	人材の育	成•確保等											
施策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】	る。		に適確に対応できる能力と現場に立脚した実践力を図るため、森林・林業を支える森林総合監理士、森林施業プランナー等の育成・確保を引き続き推進す 力の確保とこれら林業従事者の技術力の向上を図るとともに、労働災害防止対策を推進する。										
目標① 【達成すべき目標】	人材の育	人材の育成及び活動推進											
測定指標	基準値		日標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠		
がた。日本	9.7	基準 年度		目標 年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	計算分類	从人间保罗达之空出入60日保险(水平 日保干及)。6000000000000000000000000000000000000		
		平成25	0.000	令和2 年度	1,000人	1,250人	1,500人	1,750人	2,000人		【測定指標の選定理由】 森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、長期的・ 広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村等 への技術的支援を適確に実施する「森林総合監理士」の数を指標として関連 施策を推進する。		
ア 森林総合監理士数※	0人	年度	2,000人		982人	1,169人	1,274人	1,397人	1,477人		【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値は、市町村森林整備計画を策定している市町村(約 1,600)に対し森林総合監理士を1~2名配置することを想定し、各年度一定量(250人/年)で向上させ、令和2年度までに2千人まで増加させることとした		
	把握0	の方法	森林総合	集林総合監理士登録簿により把握。									
	達成度	合いの 方法	達成度合 A'ランク:1							) %未満、Cランク	7:50%未満		

<b>・</b> 森林施業プランナー イ <sup>※2</sup> の認定人数	森林施業プランナー ** <sup>2</sup> の認定人数	0人	平成23年度	2,100人	令和2 年度		1,800人			·	S↑−差	【測定指標の選定理由】 森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、森林施業の集約化を推進する「森林施業プランナー」の数を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、森林吸収源対策に必要な間伐面積(55万ha/年)から、大規模所有者を除いた私有林の面積(27万ha/年)と先進事例におけるプランナー1人当たりの集約化実績(130ha/人・年)から、令和2年度(最終年度)に2,100人(27万ha/130ha)とし、各年度一定人数(100人/年)増加させることとした。				
		把握(	 の方法	森林施業	森林施業プランナー育成対策事業の実績により把握。											
	達成度合いの 判定方法		達成度合 A'ランク:1	(%)=(当 .50%超、A	年度実績ランク:90%	f(見込)値 %以上150	直-基準値 %以下、B	<u>〔</u> )/(当該 ランク:50	年度目標 %以上90%	原値-基準値) 6未満、Cランク	×100 ク:50%未満					
佐田田林田幸に	151人	平成22 年度	5,000人	令和2 年度	2,321人	2,991人	3,661人	4,331人	5,000人	S↑−差	【測定指標の選定理由】 森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、低コストで効率的な作業システムにより間伐等を行う作業班を適切に管理できる現場技能者(統括現場管理者等)の育成人数を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、令和2年度の目標として約5千人を育成する					
ゥ	統括現場管理責任 者(フォレストマネー ジャー)等 <sup>※3</sup> の育成 人数				十段	1,751人	2,161人	2,565人	3,128人	3,874人		という「森林・林業の再生に向けた改革の姿」(平成22年11月 森林・林業基本政策検討委員会長終とりまとめ)の目標達成に向け、各年度一定割合(平成22年度~平成27年度まで300人/年、平成28年度~令和2年度まで670人/年)増加させることとした。				
		把握の方法		現場技能	者キャリア	アップ対領	後の実績。	より把握。								
			合いの 万法	達成度合(%) = (当該年度実績-基準値) / (当該年度目標値-基準値) × 100 A'ランク: 150%超、Aランク: 90%以上150%以下、Bランク: 50%以上90%未満、Cランク: 50%未満								ク:50%未満				
										1,200人	1,200人	1,200人	1,200人	1,200人		【測定指標の選定理由】 森林・林業を支える人材の育成・確保を推進する必要があるため、安全かつ効率的な作業の技術を有する新規就業者の数(林業作業士(フォレストワーカー)1年目研修生の育成人数)を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】
エ	安全かつ効率的な 技術を有する新規就 業者数(林業作業士 (フォレストワーカー) *4 1年目研修生の 育成人数)	-	-	1,200人	毎年度	896人	942人	855人	772人	734人	F = 一直.	各年度の目標値は、森林・林業基本計画に掲げられた令和2年の木材供給量(年間3,200万㎡)の目標を達成するためには、林業労働者が5万人程度必要と試算されており、これを確保するには、安全かつ効率的な作業技術を身につけた新規就業者を年間約1,200人づつ育成して加えていく必要があるため、林業作業士研修を通じて毎年1,200人づつ育成することとした。				
	D PA/\9A/	把握(	 の方法	「緑の雇用	]]新規就算	L 業者育成打	生進事業 生進事業	の実績よ	<u> </u>	I						
			E合いの E方法								ク:50%未満					

	目標② 【達成すべき目標】	林業労働	安全の向_	Ł									
							年度	ごとの目	標値				
	測定指標	基準値		目標値		年度ごとの実績値				ı	指標- 計算分類	   測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	
			基準 年度		目標 年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	印升刀炔		
	ア 林業労働災害被災 者数	1,314人	平成29 年	1,248人	~ 令和4年	_	_	1,301人 以下	1,288人 以下	1,275人 以下	[ L	【測定指標の選定理由】 安全な伐木技術の習得等により労働災害防止対策を推進する必要があるため、林業労働災害被災者数の減少を指標として関連施策を推進する。 【目標に対・目標年度)の設定の根拠】 原件労働災が第二十五年 1200円 1200	
				以下		_	_	1,342人	1,248人	1,275人	F↓— <u> </u> E.	厚生労働省が策定した第13次労働災害防止計画の目標に基づき、平成3年から5年間で被災者数を5%(年1%)減少させ、最終年度の令和4年までに被災者数を1,248人以下まで減少させることを目標とする。注:根拠とする数値は暦年とされているため、人数は全て暦年としている。	
		把握の方法		厚生労働省「労働災害発生状況」により把握									
		達成度合いの 判定方法		Bランク(有	Aランク(おおむね有効):毎年の目標値以下(被災者数が減少した)の場合 Bランク(有効性の向上が必要である):A又はC以外の場合 Cランク(有効性に問題がある):基準値を上回った場合								
			亚成29	34人	令和4年	_	_	39人 以下	38人 以下	37人 以下		【測定指標の選定理由】 安全な伐木技術の習得等により労働災害防止対策を推進する必要があため、林業労働災害死亡者数の減少を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】	
	イ 林業労働災害死亡 イ 者数	40人	平成29	以下		_	-	31人	33人	36人	F↓一直	厚生労働省が策定した第13次労働災害防止計画の目標に基づき、平成30年から5年間で死亡災害被災者数を15%(年3%)減少させ、最終年度の令和4年までに被災者数を34人以下まで減少させることを目標とする。注:根拠とする数値は暦年とされているため、人数は全て暦年としている。	
		把握6	の方法	厚生労働	省「労働災	害発生状	・ 犬況」により	7把握	1	1	<u> </u>	,	
			合いの	Aランク(おおむね有効):毎年の目標値以下(被災者数が減少した)の場合 Bランク(有効性の向上が必要である):A又はC以外の場合 Cランク(有効性に問題がある):基準値を上回った場合									

	71 44 10	予算	額計(執行	<b>亍額</b> )	2年度	関連す		令和2 年度行政
	政策手段 (開始年度)	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	指標	政策手段の概要等 	事業 レビュー 事業番号
(1	農山漁村振興交付 金 (平成28年度) (関連:2-7, 8,13,14,15,19,21,24 )	8,602 の内数 (7,886 の内数)	9,524 の内数 (7,282 の内数)	の内数 (7,026	9,805 の内数	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ヴ (2)-①-エ (2)-②-ア	-	0219
(2	林業普及指導事業 交付金 (昭和58年度) (主、関連:2-19,21)	358 (358)	358 (358)	349 (349)	349	(1)-①-ア (1)-①-イ	<del>-</del>	0247
(3	森林·林業新規就業 支援対策 (平成25年度) (主)	5,907 (5,907)	4,810 (4,809)	4,638 (4,638)	4,644	(2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	<del>-</del>	0248
(4	現場技能者キャリア アップ・林業労働安 (全対策 (平成30年度) (主)	_	405 (405)	402 (402)	396	(2)-①-ウ (2)-②-ア (2)-②-イ	-	0249
(5	スマート林業構築推 進事業 i) (平成30年度) (主、関連: 2-19)	_	207 (203)	197 (197)	-	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ	-	0250

√○ 者育	才生産高度技術 育成対策 成30年度) )		160 (140)	107 (104)	95	(1)-①-ア	_	0251
/3、推進	林経営管理制度 進事業 和元年度) )	_	_	30 (27)	41	(1)-①-ア	_	0252
(8) り交(平月	世代林業基盤づく :付金 成25年度)  連:2-19,21)	4,955 (4,850)	3,444 (3,377)	190 (190)	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	-	0253
合板 (9) 国際 出促 (平)	PP関連事業】 反・製材・集成材 祭競争力強化・輸 経進対策 成27年度) 連:2-19,21)	31,781 (29,880)	40,090 (38,130)	36,535 (35,247)	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-②-ア (2)-②-イ	-	0254
(10) 産業	業・木材産業成長 業化促進対策 成30年度) 連:2-19,21)	—	7,337 (7,017)	10,701 (10,288)	8,389	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ヴ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	-	0255
(11) 出力	オ需要の創出・輸 力強化対策 成30年度) 連:2-19,21)	—	737 (731)	682 (673)	700	(1)-①-イ	-	0257

(政策分野20)

経営継続補助事業 (12)(令和2年度) (関連:2-6,23)	-	——————————————————————————————————————	——————————————————————————————————————	-	-	-	新2-0022
林業イノベーション (13) 推進総合対策 (令和2年度) (関連:2-19,21)	-	_	——————————————————————————————————————	843	(1)-①-ア (2)-②-ア (2)-②-イ	-	新2-0036
(14)森林保険法 (昭和12年)	_	-	——————————————————————————————————————	-	(1)-①-ア	国立研究開発法人森林総合研究所が保険者となり、森林所有者を被保険者として、森林についての火災、気象災(風害、水害、雪害、干害、凍害、潮害)、噴火災による損害をてん補することにより、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進に寄与する。	-
森林法(普及指導事 (15)業制度) (昭和26年)	-	_	— —	_	(1)-①-ア (1)-①-イ	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行うことにより、施業集約化等の推進に寄与する。	_
入会林野等に係る権 (16) 利関係の近代化の 助長に関する法律 (昭和41年)	-	_	——————————————————————————————————————	-	(2)-①-ウ	農林業経営の健全な発展のため、入会林野近代化法に基づき、入会林野等に係る権利を消滅させ、所有権等の明確化を行う。 このことにより、農林業上の利用の増進が図られ、森林施業が適切に行われ、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保に寄与する。	-
林業·木材産業改善 (17)資金助成法 (昭和51年)	-	_	——————————————————————————————————————	-	(1)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	無利子の林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施業集 約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
(18)森林組合法 (昭和53年)	-	_		-	(2)-①-イ (2)-①-ウ	合に対して、その行う事業を通じ森林の施業、経営など森林の適正な管理のための事業、総会の開催、定 款など管理経営に係る業務に対する指導、助言を実施し、森林所有者の協同組織の発展を促進する。 このことにより、森林所有者の経済的社会的地位の向上並びに森林の保続培養及び森林生産力の増進 を図り、林業者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の	-
林業経営基盤の強 化等の促進のための (19)資金の融通等に関 する暫定措置法 (昭和54年)	-	_		-	(2)-①-ウ	都道府県知事による林業経営改善計画、合理化計画の認定を受けた林業経営者等に対し、経営改善に必要な資金等の支援を行う。 このことにより、林業経営の規模の拡大等が図られ、林業経営者等の経営基盤の安定化が進み、施業集約化等の推進、人材の育成・確保に寄与する。	-
林業労働力の確保 (20)の促進に関する法律 (平成8年)	-	_	——————————————————————————————————————	-	(2)-②-ア	るための措置並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を円滑化するための措置を講じる。	_

#### (政策分野20)

(21) 森林経営管理法 (平成31年)	_	-	—	-	(1)-①-ア	経営管理が行われていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理権を取得した上で、自ら経営管理を行い、又は経営管理実施権を民間事業者に設定する等の措置を通じて、林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図る。このことにより、林業の持続的発展のほか、森林の有する多面的機能の発揮に寄与する。	_
森林・林業・木材産 業分野の研究・技術 (22) 開発戦略 (平成29年)	-	-	_	-	(2)-(1)-イ(2)-(1)-ウ(2)-(1)-エ	森林の多様な機能の発揮に関する研究等を実施することにより、森林・林業・木材産業に関する研究・技術開発を推進。 平成29年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総合研究所、都道府県関係機関との連携を図りつつ、研究・技術開発を推進することにより、森林の有する多面的機能の発揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	-
山林所得の概算経 費控除 (23)[所得税:措法第30 条] (昭和28年度)	_ (-)	- (-)	- (-)	-		立木の伐採又は譲渡に係る山林所得の金額の計算上、収入金額から控除すべき必要経費は、立木収入 (収入金額-伐採費・譲渡に要した費用)に100分の50を乗じた金額とすることができる。 本特例措置は、山林所得の計算にあたり、山林の育成期間が長期に及び、森林の造成から伐採又は譲渡 に至る期間の費用を明確に把握することは困難であること等から、山林所得の簡便な計算方法として設けら れたものである。	-
保険会社等の異常 危険準備金 (24)[法人税:措法第57 条の5、第68条の55] (昭和28年度)	- (-)	- (-)	- (-)	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ヴ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-ア (2)-②-イ	このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域におら森林の整備と管理の中核的な役割を担う	-
中小企業等の貸倒 引当金の特例 (25)[法人税:措法第57 条の9、第68条の59] (昭和41年度)	国税14 (10) 地方税6 (4)	国税14 (-) 地方税6 (-)	(-) 地方税6	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ヴ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う	-
農地保有の合理化 等のために農地等を 譲渡した場合の譲渡 所得の特別控除 (26) [所得税・法人税: 措 法第34条の3、第65 条の5、第68条の76] (昭和45年度)	_ (-)	- (-)	_ (-)	-	(1)-①-ア	森林組合等が林地の譲渡を希望する森林組合員に代わって、林地の購入を希望する森林組合員にあっせんした場合、林地を譲渡した者は、所得税等の特別控除が適用される。 このことにより、林地の集約化と意欲ある森林所有者等による森林経営計画の作成が図られ、施業集約化等に寄与する。	-

農業協同組合等が 取得した共同利用機 械等に係る特例措置 (27)[固定資産税:地法 第349条の3の3、地 法附則第15条の45] (昭和49年度)	281の 内数 (286の 内数)	265の 内数 (438の 内数)	328の 内数 (470の 内数)	398の 内数	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	こりことにより、地域体表の中核的担いすである林体組立寺に機械・教師、りな真を促進させ、体表・本	-
法人税法に基づく協 同組合等の事業用 施設に係る資産割及 び従業者割の特例 (28) 措置 [事業所税:地法第 701条の34の3] (昭和50年度)	(-)	_ ( <del>-</del> )	_ (-)	_ (-)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ヴ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上に客与する。	-
農業協同組合等が 合併した場合の課税 の特例 (29) [地価税:措法第71 条の17] (平成3年度)	- (-)	- (-)	_ (-)	_ (-)	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-ア (2)-②-イ	円のいずれか低い額を合併後の農協等の基礎控除として5年間適用する。   このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う	ı
中小企業者が機械 等を取得した場合等 の特別償却又は税 額の特別控除 「所得税・法人税:措 法第10条の3、第42 条の6、第68条の11] (平成10年度)	国税119 (71) 地方税 39 (29)	国税101 (72) 地方税 36 (26)	国税101 (62) 地方税 36 (22)	1	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-イ	このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う	1
農業協同組合等の 合併に係る課税の特 (31) [法人税:措法第68 条の2] (平成13年度)	国税1 (0) 地方税 0.4 (0)	国税12 (3) 地方税 5.4 (2)	国税10 (0) 地方税 4.5 (0)	-	(1)-①-ア (1)-①-イ (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-①-エ (2)-②-ア (2)-②-ア (2)-②-イ	譲渡益の計上を繰り延べることができる特例を措置。   このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う	-
山林についての相続 税の納税猶予 (32)[相続税:措法第70 条の6の4] (平成24年度)	160 (-)	151 (-)	169 (-)	169	(1)-①-ア	林業経営相続人が、森林経営計画に定められている区域内の山林(立木及び林地)について当該認定計画に従って施業を行ってきた被相続人からその山林を一括して相続し、同計画に基づいて引き徳業を継続していく場合は、その山林に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税を猶予する措置。本特例措置により、森林経営計画に基づく集約化や路網整備などに取り組む森林所有者の経営の継続が確保されることにより、安定的かつ効率的な林業経営が図られるとともに、適切な森林施業が継続され、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、継続的な森林経営及び施業集約化等の推進に寄与する。	-

# (政策分野20)

特定中小企業者等 が経営改善設備を 取得した場合の特別 償却又は税額の特 (33) 別控除 (53) [所得税・法人税: 措 法第10条の5の3、 第42条の6、第68条 の11] (平成25年度)	国税0.1 (0.1) 地方税 0.1 (0.1)	国税0.1 (0) 地方税 0.1 (0)	国税0.1 (0) 地方税 0.1 (0)	-	(2)-①-ウ 3,000万円	等が指導を受けて行う店舗の改修等に伴い、器具備品又は建物付属設を取得した場合購入取得 0%の特別償却又は7%の税額控除との選択適用。(税額控除の対象法人は、資本金の額等が 円以下の中小企業等に限る) により、林業者等の経営基盤を強化し、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全 こ寄与する。	-
政策の予算額[百万円]	51,603 (内数を 含む)	67,072 (内数を 含む)	62,969 (内数を 含む)	25,262 (内数を含む)		https://www.maff.go.jp/j/budget/review/R2/index.html	
政策の執行額[百万円]	48,881 (内数を 含む)	62,452 (内数を 含む)	59,141 (内数を 含む)		参照URL	nttps://www.man.go.jp/j/buaget/review/kz/maex.fitmi	

#### 移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

		予算	額計(執行	行額)				令和2			
	政策手段 (開始年度)	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等				
(1	【参考:復興庁より】 特用林産施設体制 整備復興事業 (平成24年度)	940 (835)	911 (830)	897 (808)	903	-	特用林産施設の効率化等のための生産・加工・流通施設の整備、次期生産に必要な生産資材の導入を 支援。ほだ木の洗浄機械や簡易ハウスなどの放射性物質の防除施設等を整備。 本事業の実施により、林業の持続的かつ健全な発展に寄与する。	復-0101			
(2	【参考:復興庁より】 震災復興林業作業 2)システム導入支援事 業 (平成24年度)	359 (359)	359 (359)	: 1	137	-	復興に向けて林業事業体が行う放射整物質の影響を軽減させる作業システムの確立に必要な高性能林 業機械のリース方式による導入を支援。 本事業の実施により、林業の持続的かつ健全な発展に寄与する。	復-0103			

- (注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。 また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。
- (注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。
- (注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

## 参考資料

### 1. 用語解説

注1	森林総合監理士	森林総合監理士(フォレスター)は、森林・林業に関する専門的かつ高度な知識及び技術並びに現場経験を有し、長期的・広域的な視点に立って地域の森林づくりの全体像を示すとともに、市町村等への技術的支援を的確に実施する技術者である。
注2	森林施業プランナー	路網計画や間伐方法等の森林施業の方針、利用間伐等の事業収支を示した施業提案書を作成し、それを森林所有者に提示して、合意形成と森林施業の集約化ができる者。 森林施業プランナーの現状は、技能・知識・実践力のレベルが様々であることや、森林経営計画の作成の中核を担うものとして期待されていることから、その能力を客観的に評価し、一定の質を確保するとともに、その能力向上を図る上でインセンティブとなる森林施業プランナーの認定制度の運用を平成24年度から開始した。
	統括現場管理責任者(フォレストマネー ジャー)等	低コストで効率的な作業システムにより間伐等を行う作業班を適切に管理できる現場技能者であり、段階的かつ体系的な研修を終了し登録された者。複数の現場を統括管理する統括現場管理責任者(フォレストマネージャー)のほか、各現場の管理を担当する現場管理責任者(フォレストリーダー)が該当する。
注4	林業作業士(フォレストワーカー)	新規就業者を対象とした安全かつ効率的な作業に必要な知識・技術・技能を習得するための3年間の体系的な研修を修了し登録された者。

(政策分野20)

## 令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(農林水産省2一②1)

政策分		林産物の供給及び利用の確保	担当部局名	林野庁 【林野庁木材産業課/木材利用課/経営課/森林利用課/整備課/研究指導課/経営企画課/業務課/企画課】
政策 <i>0</i> 【施策 <i>0</i>	の概要】	森林の有する多面的機能の持続的な発揮及び林業の持続的かつ健全な発展を図るとともに環境負荷の少ない社会の実現に資するため、我が国の経済社会の動向や木材の需要構造の変化等を踏まえた上で、木材の安定供給体制の構築、新たな木材需要の創出を推進する。	政策評価体系上の 位置付け	森林の有する多面的機能の発揮と林業・木材産業の持続的か つ健全な発展
政策に関係す政	る内閣の重要	森林・林業基本計画(平成28年5月24日閣議決定) 第2 森林の有する多面的機能の発揮並びに林産物の供給及び利用に関する目標 3 林産物の供給及び利用に関する目標 第3 森林及び林業に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 3 林産物の供給及び利用の確保に関する施策	政策評価 実施時期	令和2年8月

	施策(1)	木材の安	定供給体制	削の構築									
	策の目指すべき姿 目標設定の考え方根拠】	円滑化、均	也域におけ	る森林資料		整備状況	等を踏ま	えながら、				の核となる者が原木をとりまとめて供給する体制への転換、需給マッチングの 強みを活かした木材加工・流通体制の整備、木材製品の品質・性能の確かな	
	目標① 【達成すべき目標】	安定供給	体制の構象	允长									
	測定指標							ごとの目 ごとの実			指標一		
		基準値	基準年度	目標値 目標 日標 年度	28年度		30年度		2年度	計算分類	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠   		
_			十尺		十段							Not the Use of State of the Sta	
		24百万	平成26	32百万	万 令和2年	26百万 ㎡	27百万 ㎡	29百万 ㎡	30百万 ㎡	32百万 m³	D↑ 古	【測定指標の選定理由】 林業の成長産業化に向けて、国産材の安定供給体制の構築を図り、原木 を供給する能力を増大していく必要がある。このため、国産材の供給・利用量	
	ア 国産材の供給・利用	m³	年度	m³	度	27,141 千㎡	29,660 千㎡	30,201 千㎡	30,988 千㎡	把握中	F↑一直	を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、「森林・林業基本計画」(平成28年5月24日閣 議決定)における令和2年の木材供給・利用量の目標32百万㎡とした。	
	里	把握0	D方法	木材統計	木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より国産材供給量を集計し、達成状況を把握。								
		達成度 判定		達成度合(%) = (当該年度実績(見込)値)/(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									

施策(2)	新たな木材需要の創出													
色策の目指すべき姿 【目標設定の考え方根拠】		新たな木質部材の開発・普及、木質バイオマスエネルギー利用の拡大、さらには、中大規模建築物への木材利用の進展など、木材利用をめぐる潮流を的確に捉え、新たな木材 需要の創出に向けた取組を推進する。												
目標① 【達成すべき目標】	木材需要	木材需要の創出												
測定指標	基準値		:# / <del>+</del>				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠			
<b>測</b> 疋指標	型 平 に	基準 年度	目標値	目標 年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	計算分類	例だ指係の <b>送</b> た年田及い日保恒(小牛・日保千度)の設定の依拠			
	23.2%	平成26	00.0%	令和2 年度	24.3%	25.5%	26.6%	27.7%	28.9%		【測定指標の選定理由】 国産材の供給・利用量の拡大に向け、「公共建築物等木材利用促進法」の 推進による公共建築物等への地域材利用の拡大が必要である。このため、 「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本の針において、積極			
ア 低層の公共建築物 <sup>※</sup> 1 <sub>の木造率</sub>		年度	30.0%		26.0% (27年 度)	26.4% (28年 度)	27.2% (29年 度)	26.5% (30年 度)	28.5% (元年 度)		的に木造化を促進するとされている「低層の公共建築物の木造率」を指標として関連施策を推進することとする。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度一定割合(1.13%/年)向上させ、令和 2年度の30%まで、各年度一定割合(1.13%/年)で増加させることとした。			
	把握여	の方法	国土交通	省「建設着	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・									
	達成度			達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)/(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

	1 イ 木質バイオマス等燃 料材利用量	180.5万 ㎡	平成26 年度	600万㎡	令和2 年度			460万㎡ 624.4万 ㎡			F↑一直	【測定指標の選定理由】 パルプ・チップ用材は、我が国の木材需要量の半分近くを占めており、この分野での地域材の適切な利用を図る必要がある。このため、木質バイオマス等燃料材利用量を指標として関連施策を推進する。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度一定量(70万㎡/年)向上させ、令和2年に600万㎡へ利用量を増加させることとした。		
		把握0	の方法	木材統計	木材統計調査等を基に林野庁が集計公表している木材需給表より利用量を集計し、達成状況を把握。									
		達成度合いの 判定方法			達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)/(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満									
	「合法伐採木材等の 流通及び利用の促 <b>ウ</b> 進に関する法律」の 登録木材関連事業 者 <sup>※2</sup> 数			13,000業		_	3,000業 者	7,000業 者	11,000 業者	13,000 業者	o ← 占	【測定指標の選定理由】 違法伐採対策の実効性を確保するためには、「合法伐採木材等の流通及 び利用の促進に関する法律」における登録木材関連事業者数を増加させる 必要がある。このため、同法の登録木材関連事業者数を指標として関連施策 を推進することとする。		
		_		者		_	65業者	212業 者	418業 者	536業 者		を推進することとする。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、登録木材関連事業者数を法律施行後5年の 令和3年度までに15,000業者に増加させることを目標とし、法律施行後4年目 の令和2年度に13,000業者とした。		
		把握⊄	の方法	登録実施	登録実施機関の情報により把握。									
	達成度合いの 判定方法			達成度合(%)=(当該年度実績(見込)値)/(当該年度目標値)×100 A'ランク:150%超、Aランク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満										

	目標② 【達成すべき目標】	消費者等	の理解の暫	<b>養</b> 成								
	測定指標	     基準値		目標値				ごとの目 ごとの実			指標一	測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠
		<b>在</b> 十位	基準 年度	目標年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	計算分類	MACIEN SECTION OF THE STATE OF	
	「木づかい運動 <sup>※3</sup> 」 <b>ア</b> に対する消費者の認 知度の向上	27%	平成27 年度	37%	令和2	29%	31%	33%	35%	37%	□↑ 古	【測定指標の選定理由】 国産材利用を拡大していくためには、一般消費者の、木の良さや木材利用 の意義への理解を醸成することが必要である。このため、林野庁では平成17 年度から国民運動として「木づかい運動」を展開しており、この認知度の向上
				37%	年度	30%	34%	32%	39%	43%	r   — <u>L</u>	を指標として関連施策を推進することとする。 【目標値(水準・目標年度)の設定の根拠】 各年度の目標値については、各年度で一定割合(2%)で向上させ、令和2 年度までに37%まで増加させることとした。
		把握の方法 農林水産統計調査又はアンケート調査により認知度を集計し、達成状況を把握。										
			合いの 方法	達成度合 A'ランク:1	(%)=(当 50%超、A	  該年度ま  ランク:90	核年度実績(見込)値)/(当該年度目標値)×100 ンク:90%以上150%以下、Bランク:50%以上90%未満、Cランク:50%未満					

	7 45 - 50	予算	額計(執行	亍額)	2年度	関連す		令和2 年度行政
	政策手段 (開始年度)	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	当初予算額 [百万円]	る指標	政策手段の概要等	事業レビュー事業番号
(	【TPP関連事業】 輸出環境整備緊急 対策委託事業のうち 木材製品の植物検 疫条件や流通・販売 規則等に関する調査 (平成30年度) (関連:2-1,2)	-	_	80 (80)	-	(1)-①-ア	_	0041
(3	農山漁村振興交付金 (平成28年度) (関連:2-7, 8,13,14,15,19,20,24)	8,602 の内数 (7,886 の内数)	(7,282	の内数 (7,026	9,805 の内数	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア	-	0219
(:	国有林野事業 3) (平成25年度) (関連:2-19)	11,769 (11,110)	11,571 (11,118)	11,394 (11,051)	11,447	(1)-①-ア	<del>-</del>	0237
(4	新たな森林空間利 用創出事業 (令和元年度) (関連:2-19)	-	-	32 (32)	87	(1)-①-ア (2)-②-ア	-	0243
(!	林業普及指導事業 交付金 (昭和58年度) (関連:2-19,20)	358 (358)	358 (358)	349 (349)	349	(1)-①-ア	-	0247

次世代林業基盤づく り交付金 (平成25年度) (主、関連:2-19,20)	4,955 (4,850)		190 (190)	-	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア	_	0253
【TPP関連事業】 合板・製材・集成材 国際競争力強化・輸 出促進対策 (平成27年度) (主、関連: 2-19,20)	(29,880)				(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア		0254
林業·木材産業成長 産業化促進対策 (平成30年度) (主、関連:2-19,20)	-	7,337 (7,017)	10,701 (10,288)	8,389	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア	_	0255
木材産業・木造建築 (9) 活性化対策 (平成30年度) (主)	_	651 (649)	1,169 (1,157)	1,310	(1)-①-ア	-	0256
木材需要の創出・輸 (10) 出力強化対策 (平成30年度) (主、関連:2-19,20)	-	737 (731)		700	(1)-①-ア (2)-①-ア (2)-①-イ (2)-①-ウ (2)-②-ア	_	0257
林業施設整備等利 子助成事業 (平成30年度) (主)	-	330 (325)		315	(1)-①-ア	_	0258
林業信用保証事業 (12) 交付金 (平成30年度) (主)	-	319 (319)		376	(1)-①-ア	_	0259

(政策分野②))

林業イノベーション (13) 推進総合対策 (令和2年度) (主、関連:2-19,20)	-	_	_	843	(1)-①-ア (2)-①-イ	_	新2-0036
輸出原木保管等緊 (14) 急支援事業 (令和2年度) (主)	-	—	—	-	(1)-①-ア	_	新2-0037
森林法(普及指導事 (15)業制度) (昭和26年)	_		_	-	(1)-①-ア	都道府県に林業普及指導員を置き、森林所有者、市町村等に対し、林業に関する技術及び知識の普及と森林施業に関する指導等を行う。 このことにより、木材産業等の健全な発展及び林産物の利用の促進が図られ、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	
林業·木材産業改善 (16) 資金助成法 (昭和51年)	_	——————————————————————————————————————	_	-	(1)-①-ア	無利子の林業・木材産業改善資金の貸付けにより、林業及び木材産業の健全な発展等を一体的に推進。 本法に基づき、各都道府県において、林業・木材産業改善資金の貸付事業を実施することにより、施業集 約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
木材の安定供給の (17) 確保に関する特別措 置法 (平成8年)	-	—	_	_	(1)-①-ア	木材の生産の安定及び流通の円滑化を図るため、木材安定供給確保事業計画等特別な措置を講ずることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
公共建築物等にお ける木材の利用の促 (18) 進に関する法律 (平成22年)	-			-	(2)-①-ア	木材の利用の確保を通じた林業の持続的かつ健全な発展を図り、森林の適正な整備及び木材の自給率の向上に寄与するため、農林水産大臣及び国土交通大臣が策定する公共建築物の建築における国内で生産された木材その他の木材の利用の促進に関する基本方針について定めるとともに、公共建築物の建築に用いる木材を円滑に供給するための体制を整備する等の措置を講ずる。同法の規定に基づき、「公共建築物における木材の利用の促進に関する基本方針」を公表。また、あらゆる機会を通じ地方公共団体等への説明会を開催するなど法律の周知・徹底、さらに、関係省庁連絡会議や副大臣会議等において、各省庁に公共建築物等への積極的な木材利用を要請することにより、木材需要の高まりが期待され、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	_
合法伐採木材等の 流通及び利用の促 (19) 進に関する法律 (平成29年)	-	_	_	-	(2)-①-ウ	自然環境の保全に配慮した木材産業の持続的かつ健全な発展を図り、もって地域及び地球の環境の保全に資するため、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関し基本的な事項を定めるとともに、木材関連事業者による合法伐採木材等の利用の確保のための措置等を講ずる。同法の規定に基づき、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針」を定め、木材関連事業者が取り扱う木材について合法性の確認を求めるとともに、合法性の確認を適切かつ確実に行う事業者の任意の登録制度を設けることにより、合法性が確認された木材の利用を促進し、我が国における違法伐採木材の流通の防止に寄与する。	_

森林・林業・木材産 (20)業分野の研究・技術 開発戦略 (平成29年)	_	_	_	-	(2)-①-イ (2)-①-ウ	術開発を推進。 平成29年3月に策定された森林・林業・木材産業分野の研究・技術開発戦略を踏まえ、森林総研、都道府 県等関係機関との連携を図りつつ 研究・技術開発を推進することにより 森林の有する多面的機能の発	_
収用等に伴い代替 資産を取得した場合 の課税の特例 (21)[所得税・法人税:措 法第33条、第64条、 第68条の70] (昭和26年度)	(-)	- (-)	- (-)	-		揮、林業の持続的かつ健全な発展、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。 収用換地等の場合の5,000万円特別控除制度(措法65の2)との選択適用により、その代替資産につき譲渡益の範囲内で課税の繰り延べ特例措置。 本特例措置により、必要な収用等が進むことにより、適切な森林施業が行われ、土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
交換処分等に伴い 資産を取得した場合 (22)の特例[所得税・法 人税:措法第33条2] (昭和26年度)	_ (-)	- (-)	_ (-)	-	(1)-①-ア	交換取得資産の帳簿価格を損金経理により減額したときは、その減額した金額に相当する金額を当該事業年度の取得の金額の計算上、損金の額に算入することができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
収用交換等の場合 の譲渡所得等の特 別控除[所得税・法 (23) 人税: 措法第33条の 4、第65条の2、第68 条の73] (昭和26年度)	_ (-)	- (-)	_ (-)	-	(1)-①-ア	収用に係る山林(立木、林地)の譲渡が、6ヶ月以内にされた場合は、補償金等の額から5,000万円を特別控除。 本特例措置により、必要な収用等が円滑に進むことにより、適切な森林施業が行われ土壌を保持する能力や水を育む能力の維持向上、森林の多様性の維持増進、森林資源の循環利用、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
収用等に伴い特別 勘定を設けた場合の (24) 課税の特例 (54) [所得税: 措法第64 条の2、第68条の71] (昭和26年度)	_ (-)	- (-)	_ ( <del>-</del> )	-	(1)-①-ア	収用等があった事業年度では代替資産の取得がなく、翌期以降指定期間内に補償金等をもって代替資産の取得をする見込みであるときは、その譲渡益の範囲内で特別勘定として繰り越すことができる。 本特例措置により、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
信用保証協会等が 受ける抵当権の設定 登記等の税率の軽 (25)減 [登録免許税:措法 第78条] (昭和48年度)	1 (0)	0 (1)		1	(1)-①-ア	(独)農林漁業信用基金の信用保証に係る債権を担保するために受ける抵当権の設定登記等についての税率の軽減。 (独)農林漁業信用基金の保証により金融機関から融資を受けて経営改善等を図ろうとする林業者等を対象に、これらの者がスムーズに経営改善等に着手できるよう、事業開始年度の経営負担を軽減し資金調達の円滑化を図ることにより、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-

木材取引市場、製材等の加工業者又は 木材の販売業者の事業用木材保管施設に係る資産割の特例措置 [事業所税:地法税法第701条の41第1項第8号] (昭和50年)	314 (308)	313 (323)	319 (-)	319	(1)-①-ア	木材取引のために開設される市場又は製材、合板の製造、その他の木材の加工を業とする者若しくは木材を販売する者がその事業の用に供する木材の保管施設について、事業所税の資産割の課税標準を3/4控除する。 本特例措置により、林業者・木材産業者の経営安定等を確保し、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
中小企業者が機械 等を取得した場合等 の特別償却又は税 額の特別控除 (27) [所得税・法人税:措 法第10条の3、第42 条の6、第68条の11] (平成10年度)	国税119 (71) 地方税 39 (29)	国税101 (72) 地方税 36 (26)	(62) 地方税	-	(1)-①-ア	森林組合等が機械を購入した際に、取得価格の30%の特別償却又は税額控除(税額控除については資本等の金額が3千万円以下の中小企業者に限る)が適用される。 このことにより、森林組合等の経営基盤を強化し、地域における森林の整備と管理の中核的な役割を担う森林組合の育成を推進することが可能となり、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
軽油取引税の課税 免除の特例 (28) [軽油引取税:地法 税法附則第12条の2 の7] (平成21年)	4,301 ( 4,255)		4,533 (-)	4,681	(1)-①-ア	林業機械等の動力源に使用する軽油について、軽油取引税の免税措置。 本特例措置により、林業者・木材産業者の経営安定等を確保し、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
軽油を農林漁業の 用に供した場合の石 油石炭税の還付[石 油石炭税:措法第90 条の3の4](平成24 年度)	49 (63)	49 (65)	63 (-)	63	(1)-①-ア	農林漁業者が使用する軽油について、石油石炭税に上乗せされる地球温暖化対策のための税に相当する 金額を還付。林業者等の経営の安定化を図ることにより、木材の安定供給の確保に寄与する。	-
特定中小企業者等 が経営改善設備を 取得した場合の特別 償却又は税額の特 (30) [所得税・法人税:措 法第10条の5の3、 第42条の6、第68条 の11] (平成25年度)	国税0.1 (0.1) 地方税 0.1 (0.1)	国税0.1 (0) 地方税 0.1 (0)	国税0.1 (0) 地方税 0.1 (0)	-	(1)-①-ア	林業者等が指導を受けて行う店舗の改修等に伴い、器具備品又は建物付属設を取得した場合購入取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除との選択適用。(税額控除の対象法人は、資本金の額等が3,000万円以下の中小企業等に限る)このことにより、林業者等の経営基盤を強化し、施業集約化等の推進、人材の育成・確保、林業労働安全の向上、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-

	省エネ再エネ高度化 投資促進税制 (木質バイオマス発電設備・木質バイオマス熱供給装置) [所得税・法人税:措 法第11条第1項の表の第4号、措法第43 条第1項の表の第4 号、指法第68条の16 第1項の表の第4号) (平成30年度)	(-)	384 (414)	491 (2)	-	(2)-①-イ	青色申告書を提出する個人又は法人が、対象設備**を取得し、事業の用に供した場合に、普通償却に加えて、取得価格の20%相当の特別償却が受けられる。 (※年間の燃料利用量のうち、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」に基づく 「間伐等由来の木質バイオマス」及び「一般木質バイオマス」として証明されている木質バイオマス燃料の 年間利用量が80%を超えると見込まれる設備であって、以下の①から④のいずれかを満たす設備。 ・木質バイオマス発電設備のうち、 ①設備利用率80%を超えると見込まれるもの ②発電を行う際に生じた熱を発電と同時に利用すること ③1kw当たりの資本費が、発電出力2,000kw未満の場合は62万円以下、2,000kw以上20,000kw未満の場合は41万円以下であること、 ・木質バイオマス熱供給設備のうち、 ④ボイラーの熱効率80%を超えると見込まれるもの) 本支援措置により、木質バイオマスエネルギーの利用拡大が図られ、国産材の供給・利用量の拡大に寄与する。	-
赵	(策の予算額[百万円]	57,465 (内数を 含む)	74,361 (内数を 含む)	70,985 (内数を 含む)	33,621 (内数を含む)		7711D1 1.4 //	
赵	(策の執行額[百万円]	54,084 (内数を 含む)	69,306 (内数を 含む)	66,773 (内数を 含む)		梦照	https://www.maff.go.jp/j/budget/review/R2/index.html	

#### 移替え予算に係る政策手段一覧(参考)

	予算	額計(執行	行額)				۵€⊓۵
政策手段 (開始年度)	29年度 [百万円]	30年度 [百万円]	元年度 [百万円]	2年度 当初予算額 [百万円]	関連す る 指標	政策手段の概要等	令和2 年度行政 事業 レビュー 事業番号
【参考:復興庁より】 安全な木材製品等 (1) 流通影響調査・検証 事業 (平成24年度)	101 (101)	704 (704)	E	102	-	製材工場等での原木の受け入れから木材製品等の出荷までの工程を対象とし、木材製品や作業環境などの放射性物質の継続調査・分析、川上から川下までの木材製品等の流通調査・分析、県内の原木市場や製材工場等への放射性物質測定装置の導入等を支援する。 本事業の実施により、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	復-0094
【参考:復興庁より】 災害復旧関係資金 利子助成事業 (平成24年度)	170 (170)		45 (45)	41	_	東日本大震災により被災した林業者等が行う復旧・復興の取組みを支援するため、高性能林業機械等の整備又は木材加工施設等の再建に必要な資金又は運転資金を株式会社日本政策金融公庫から借り入れる場合に、実質無利子、無担保・無保証の貸付とすることで資金調達を円滑にする。本事業の実施により、被災地における木材の生産、加工等の体制を整備することで、国産材の供給、利用量の安定化を図り、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	復-0102
【参考:復興庁より】 放射性物質被害林 産物処理支援事業 (平成25年度)	386 (287)	386 (309)	=	317		地域林産物の流通安定化を図るため、製材工場等に滞留する樹皮、ほだ木等の放射性物質被害林産物の処理対策として、廃棄物処理施設での焼却及び運搬費用、一時保管費用等、製材工場等が負担する経費を一時的に立替支援する。 本事業の実施により、林産物の供給及び利用の確保に寄与する。	復-0104

- (注1)「予算額計」欄について、税制の場合は、減収見込額(減収額)を記載している。
- (注2)当該政策分野に対応する予算の項に位置付けられている予算事業については、「政策手段」の欄に、「主」と記載している。 また、予算事業が複数の政策分野に関係する場合には、「政策手段」の欄に、関係する政策分野の番号を記載している。
- (注3)政策の予算額及び政策の執行額について、複数政策に関連する予算については、<>外書きで記載している。
- (注4)移替え予算とは、予算成立後、府省間において、移動させられる予算のことである。

## 参考資料

### 1. 用語解説

注1	低層の公共建築物	低層とは、3階以下の建築物をいう。なお、「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」(平成22年法律第36号)等においては、積極的に木造化を推進する低層の公共建築物として、①学校、②老人ホームなどの社会福祉施設、③病院又は診療所、④体育館などの運動施設、⑤図書館などの社会教育施設、⑥駅その他待合所及び高速道路の休憩所を定めている。
注2	「合法伐採木材等の流通及び利用の促進 に関する法律」の登録木材関連事業者	「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」(平成28年法律第48号)に基づき、合法伐採木材等の利用を確保するための措置を適切かつ確 実に講ずる登録された木材関連事業者。
注3	木づかい運動	平成17年度から、広く一般消費者を対象に木材利用の意義を広め、木材利用を拡大していくための国民運動として実施。

(政策分野②)